

第8章 関連計画の策定

景観計画と整合性を図りながら、景観形成と関連の深い「文化的景観保全計画」、「歴史的風致維持向上計画」などについても、今後検討を進めていくことが望まれます。これらの計画を策定することにより、「地域文化」、「歴史」の面で、より価値の高い地域としての位置づけがされることとなります。また、これらの制度にある各種助成を活用して景観整備を行うことができるようになります。

1 文化的景観保全計画の策定

<文化的景観とは>

- ・「地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの」と文化財保護法第二条1項第五号において規定されています。
- ・文化的景観は日々の生活に根ざした身近な景観であるため、日頃その価値にはなかなか気づきにくいものです。
- ・文化的景観を保護する制度を活用することによって、その文化的な価値を正しく評価し、地域で護り、次世代に継承していくことが出来るようになります。

<文化的景観保全計画>

- ・文化的景観保全計画の策定により、調査や保存の方針が決定された文化的景観のなかで、国が認めた特に重要なもので、保護の処置が講じられているものについては、申し出に基づき「重要文化的景観」に選定されます。
- ・選定されたものについては、現状を変更し、その保存に影響のある行為をしようとする場合、文化財保護法により文化庁長官に届け出ることとされています。
- ・しかし保護活用のために行われる様々な事業に対して国から支援を受けることが出来るほか、税の優遇処置が受けられます。
- ・こういった日常のごく当たり前の景観を価値資源としていくため、文化的景観保全計画を策定し重要文化的景観の認定を目指します。
- ・本市においては、以下の二つの景観が、文化的景観の重要地域として、文化庁の報告書においてとりあげられています。（農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究）

■文化庁文化的景観重要地域（甲州市内）

集落に関する景観	松里のコロガキを干す集落
畑地の景観	勝沼の葡萄畑

2. 歴史的風致維持向上計画の策定

<歴史的風致とは>

- ・歴史的風致とは、歴史的価値の高い神社、寺院、城跡等の国民共有の文化的資産と、地域の歴史・文化を反映しつつ営まれる人々の活動が一体となって形成される良好な市街地の環境のことです。
- ・様々な理由で歴史的な建造物が急速に減少してきており、歴史的風致が失われつつあります。
- ・こうした状況を踏まえ、文化財行政とまちづくり行政が連携し、歴史的風致を後世に継承するまちづくりを国が支援するために、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」が平成20年に制定されました。

<歴史まちづくりの推進>

- ・本市には歴史的価値の高い文化財が多数存在しており、それに関連した居住環境や生活習慣が現在に継承されています。
- ・そういった個別の文化財と文化財保護法や文化財保護条例に基づき、保護・保存を図ってきましたが、周辺の街並みなどまでは保全の対象には出来ませんでした。
- ・しかし、歴史まちづくり法の制定により、文化財行政とまちづくり行政が協働して文化財を中心にして形成される歴史的な風情や情緒（歴史的風致）を活かしたまちづくりを推進できるようになりました。
- ・地域にとって貴重な財産である歴史的風致の次世代への継承を図るため、歴史まちづくり法による「歴史的風致維持向上計画」を策定し、文部科学大臣、国土交通大臣、農林水産大臣に計画の認定をうけ、国の支援を活用して歴史的風致を活かしたまちづくりを図ります。